参考資料５

平成30年９月28日

平成30年第３回神奈川県議会定例会

国際文化観光・スポーツ常任委員会資料

（平成30年９月26日付託分）

附　属　資　料

国際文化観光局

目　　次

ページ

1　事務処理の特例に関する条例　新旧対照表【国際文化観光局関係】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１　事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表【国際文化観光局関係】
＜第１条関係＞（公布日施行）

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>第１条～第３条　（略）
別表（第３条関係）
<table><tr><td>１　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>１の２　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務
（１）　法第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人（２以上の市町村の区域内に事務所を設置するものを除く。）の設立を認証すること。
（２）　法第10条第２項（法第25条第５項及び法第34条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の設立等の認証の申請があった旨等を公告し、又はインターネットの利用により公表し、及び法第10条第２項に規定する書類を縦覧に供すること。
（３）　法第12条第３項（法第25条第５項及び法第34条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、認証の決定をした旨又は不認証の決定をした旨及びその理由を通知すること。
（４）　法第13条第２項（法第39条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の登記の届出を受理すること。
（５）　法第13条第３項（法第39条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の認証を取り消すこと。</td><td>藤沢市</td></tr></table></td><td>第１条～第３条　（略）
別表（第３条関係）
<table><tr><td>１　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（新規）</td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

改　　正	現　　行
（６）　法第17条の３の規定により、仮理事を選任すること。 （７）　法第17条の４の規定により、特別代理人を選任すること。 （８）　法第18条第３号の規定により、不正の行為等の報告を受理すること。 （９）　法第23条第１項の規定により、役員の変更等の届出を受理すること。 (10)　法第25条第３項の規定により、定款の変更を認証すること。 (11)　法第25条第６項の規定により、定款の変更の届出を受理すること。 (12)　法第25条第７項の規定により、定款の変更に係る登記事項証明書を受理すること。 (13)　法第26条第１項の規定により、法第25条第４項の申請書を経由すること。 (14)　法第26条第３項の規定により、変更後の所轄庁に事務の引継ぎを行うこと。 (15)　法第29条の規定により、事業報告書等を受理すること。 (16)　法第30条の規定により、事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧又は謄写させること。 (17)　法第31条第２項の規定により、解散を認定すること。 (18)　法第31条第４項の規定により、解散の届出を受理すること。 (19)　法第31条の８の規定により、清算人の氏名及び住	

改　　正	現　　行
所の届出を受理すること。 (20)　法第32条第２項の規定により、残余財産の譲渡を認証すること。 (21)　法第32条の２第３項の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の嘱託を受けること。 (22)　法第32条の２第４項の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。 (23)　法第32条の３の規定により、清算結了の届出を受理すること。 (24)　法第34条第３項の規定により、合併を認証すること。 (25)　法第41条第１項の規定により、特定非営利活動法人に対し、業務又は財産の状況に関し報告をさせ、及び職員に特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務又は財産の状況等を検査させること。 (26)　法第42条の規定により、必要な措置を採るべきことを命ずること。 (27)　法第43条第１項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。 (28)　法第43条第２項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。 (29)　法第43条の２（法第12条の２において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視総監又は道府県警察本部長の	

改　　正		現　　行	
意見を聴くこと。 (30)　法第43条の３（法第12条の２において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。 (31)　法第72条第２項の規定により、特定非営利活動法人の活動の状況に関する情報（(１)から(30)までに掲げる事務に関するものに限る。）を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録すること。 (32)　法第73条の規定により、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること（(１)から(31)までに掲げる事務を処理するため必要があるときに限る。）。			
１の３～２　（略）	（略）	１の３～２　（略）	（略）
（削除）		２の２　旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（法第３条第１項の規定により一般旅券の発給を申請しようとする者が緊急に渡航する必要があると認められる場合における事務その他の規則で定める事務を除く。） （１）　法第３条第１項の規定により、一般旅券の発給の申請を受理し、及び知事に送付すること。 （２）　法第３条第２項ただし書の規定により、申請者の	相模原市、藤沢市、茅ケ崎市及び寒川町

改　　正	現　　行
	身分上の事実を確認すること。 （３）　法第３条第２項第２号の規定により、申請者の身分上の事実が明らかであると認めること。 （４）　法第３条第３項の規定により、申請者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。 （５）　法第８条第１項（法第10条第４項及び法第12条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者の出頭を求めて一般旅券を交付すること。 （６）　法第８条第３項の規定により、申請者の出頭を求めることなく一般旅券を交付すること。 （７）　法第12条第１項の規定により、一般旅券の査証欄の増補の申請を受理し、及び知事に送付すること。 （８）　法第17条第１項及び第２項の規定により、一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理し、及び知事に送付すること。 （９）　法第17条第３項の規定により、届出者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。 (10)　法第19条第５項の規定により、一般旅券の返納を受理すること。 (11)　法第19条第６項の規定により、返納を受けた一般旅券に消印をして還付すること。 (12)　省令第３条第１項（同

改　　正		現　　行	
		条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が出頭しない場合の申請の申出を受理し、及び知事に送付すること。 (13)　省令第３条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、出頭した者が申請者の指定した者であることの確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。 (14)　省令第７条第５項（省令第14条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が指定した者の住所等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。	
３～４　（略）	（略）	３～４　（略）	（略）
４の２　旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（法第３条第１項の規定により一般旅券の発給を申請しようとする者が緊急に渡航する必要があると認められる場合における事務その他の規則で定める事務を除く。） （１）　法第３条第１項の規定により、一般旅券の発給の申請を受理し、及び知事に送付すること。	相模原市、藤沢市、茅ケ崎市及び寒川町	４の２　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 （１）　法第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人（２以上の市町村の区域内に事務所を設置するものを除く。）の設立を認証すること。 （２）　法第10条第２項（法第25条第５項及び法第34条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の設立等の認証の申請があった旨等を公告し、又はインター	藤沢市

改　　正	現　　行
（２）　法第３条第２項ただし書の規定により、申請者の身分上の事実を確認すること。 （３）　法第３条第２項第２号の規定により、申請者の身分上の事実が明らかであると認めること。 （４）　法第３条第３項の規定により、申請者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。 （５）　法第８条第１項（法第10条第４項及び法第12条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者の出頭を求めて一般旅券を交付すること。 （６）　法第８条第３項の規定により、申請者の出頭を求めることなく一般旅券を交付すること。 （７）　法第12条第１項の規定により、一般旅券の査証欄の増補の申請を受理し、及び知事に送付すること。 （８）　法第17条第１項及び第２項の規定により、一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理し、及び知事に送付すること。 （９）　法第17条第３項の規定により、届出者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。 (10)　法第19条第５項の規定により、一般旅券の返納を受理すること。 (11)　法第19条第６項の規定により、返納を受けた一般旅券に消印をして還付する	ネットの利用により公表し、及び法第10条第２項に規定する書類を縦覧に供すること。 （３）　法第12条第３項（法第25条第５項及び法第34条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、認証の決定をした旨又は不認証の決定をした旨及びその理由を通知すること。 （４）　法第13条第２項（法第39条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の登記の届出を受理すること。 （５）　法第13条第３項（法第39条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の認証を取り消すこと。 （６）　法第17条の３の規定により、仮理事を選任すること。 （７）　法第17条の４の規定により、特別代理人を選任すること。 （８）　法第18条第３号の規定により、不正の行為等の報告を受理すること。 （９）　法第23条第１項の規定により、役員の変更等の届出を受理すること。 (10)　法第25条第３項の規定により、定款の変更を認証すること。 (11)　法第25条第６項の規定により、定款の変更の届出を受理すること。 (12)　法第25条第７項の規定により、定款の変更に係る登記事項証明書を受理すること。

改　　正	現　　行
こと。 (12)　省令第３条第１項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が出頭しない場合の申請の申出を受理し、及び知事に送付すること。 (13)　省令第３条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、出頭した者が申請者の指定した者であることの確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。 (14)　省令第７条第５項（省令第14条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が指定した者の住所等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。	(13)　法第26条第１項の規定により、法第25条第４項の申請書を経由すること。 (14)　法第26条第３項の規定により、変更後の所轄庁に事務の引継ぎを行うこと。 (15)　法第29条の規定により、事業報告書等を受理すること。 (16)　法第30条の規定により、事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧又は謄写させること。 (17)　法第31条第２項の規定により、解散を認定すること。 (18)　法第31条第４項の規定により、解散の届出を受理すること。 (19)　法第31条の８の規定により、清算人の氏名及び住所の届出を受理すること。 (20)　法第32条第２項の規定により、残余財産の譲渡を認証すること。 (21)　法第32条の２第３項の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の嘱託を受けること。 (22)　法第32条の２第４項の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。 (23)　法第32条の３の規定により、清算結了の届出を受理すること。 (24)　法第34条第３項の規定により、合併を認証すること。 (25)　法第41条第１項の規定により、特定非営利活動法人に対し、業務又は財産の状況に関し報告をさせ、及び職員に特定非営利活動法

改　　正	現　　行
	人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務又は財産の状況等を検査させること。 (26)　法第42条の規定により、必要な措置を採るべきことを命ずること。 (27)　法第43条第１項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。 (28)　法第43条第２項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。 (29)　法第43条の２（法第12条の２において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。 (30)　法第43条の３（法第12条の２において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。 (31)　法第72条第２項の規定により、特定非営利活動法人の活動の状況に関する情報（(１)から(30)までに掲げる事務に関するものに限る。）を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録すること。 (32)　法第73条の規定により、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること（(１)から(31)までに掲げる事務を処理するために必要があるときに

改　　正		現　　行	
		限る。）。	
４の３～160　（略）	（略）	４の３～160　（略）	（略）